

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [賃金の未払い](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

賃金の未払い

12 賃金の未払い

Q 従業員7名の会社に勤めていますが、会社は業績不振で、先々月の給与は支払いが遅れ、先月分の給与はまだ支払われていません。会社に催促してもよい返事がもらえません。この先どうしたらよいでしょうか。

POINT

- 賃金の支払いについては、通貨払、直接払、全額払、定期日払の原則が適用されます（労基法24条）。
- 賃金請求権は2年間の消滅時効にかかります。
- 賃金未払いについては、簡易裁判所において、支払命令、給料支払調停などの申立て、給料支払請求の訴えができます。



A 1. 賃金支払いの原則
 労基法24条は、賃金が労働者の生活を支える唯一の手段であることから、安全かつ確実に労働者の手に渡ることを保障するために、4つの原則を定めています。すなわち、通貨払の原則、直接払の原則、全額払の原則、毎月1回以上定期日払の原則です。
 賃金の未払いについては、この原則に違反しており、使用者は30万円以下の罰金刑に処せられます。また、労働者は違反について労働基準監督署に申告することができます。

2. 訴訟関連制度

労働者は、未払賃金の請求を求めて裁判所に提訴することが可能ですが、賃金請求権については2年間（退職金については5年間）で時効により消滅することに注意が必要です（労基法115条）。

なお、簡易裁判所において、支払督促（通称・支払命令）の申立て、給料支払調停の申立て、給料支払請求の訴え（請求金額が140万円以下、少額訴訟手続は60万円以下）などを行うことができます。

これらは簡易な手続きで、労働者自身で行うことが可能であり、簡易裁判所では書式が用意され、民事事件の手続きについて相談窓口が設けられています。

このうち、支払督促は、申立人の申立てだけに基づいて行われる略式の裁判で、相手方の異議があれば訴訟となりますが、異議がなければ申立人は仮執行宣言を得て強制執行に移ることもできるので、紛争を早期に解決できます。

また、少額訴訟は、60万円以下の金額訴訟に限られていますが、原則として1回の審理で判決が言い渡されるので、早く解決することが可能です。

24

25

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.